

平成 27 年 3 月 19 日

福祉部福祉施策調整担当課

練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例の制定について

1 制定の理由

平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号。以下「分権法」という。)」により、介護保険法(平成9年法律第123号)が一部改正されたほか、関連する法令についても改正が行われた。

これらの改正により、従来、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)において定めていた地域包括支援センターの人員および運営に関する基準について、区の条例で定めることとされた。これを受け、区として新たにこれらの基準について条例を制定する。

2 対象となる事項

地域包括支援センターの人員および運営に関する事項

3 条例の根拠・基準となる法令

- (1) 介護保険法
- (2) 介護保険法施行規則(以下「施行規則」という。)

4 制定の主な内容

分権法による改正後の介護保険法により、区の条例で定めることとされた基準について、つぎのとおり定めることとする。

また、条例の制定に当たっては、施行規則において、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が示されており(次表参照)、区ではこの区分に従うことを基本とする。

基準の区分	定 義
	当該基準と異なる内容を定めることは認められないが、その基

従うべき基準	準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの
参酌すべき基準	当該基準を十分参照した上であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの

(1) 「従うべき基準」

ア 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数を原則としてつぎのとおりとする。(第4条関係)

(ア) 保健師その他これに準ずる者 1人

(イ) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(ウ) 主任介護支援専門員(施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

イ アにかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、つぎの表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。(第5条関係)

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	アの(ア)から(ウ)までに掲げる者のうちから1人または2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	アの(ア)から(ウ)までに掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤のアの(ア)に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤のアの(イ)または(ウ)に掲げる者のいずれか1人

(2) (1)の基準に従う範囲内で地域の実情に応じて定める内容

人員に関する基準について、(1)の基準に加え、つぎのとおり区独自の規定を定める。

区における担当区域の実情を踏まえ、1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数（以下「担当被保険者数」という。）がおおむね6,000人以上の場合における当該地域包括支援センターの人員配置基準は、(1)のアに規定する職員の員数に担当被保険者数を6,000で除して得た数（1未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乗じて得た員数と、つぎのアまたはイに掲げる区分に応じ、それぞれアまたはイに定める職員の員数の合計数とする。（第4条関係）

ア 担当被保険者数を6,000で除した際に生じる剰余が3,000未満のとき（剰余が生じない場合を含む。）。 つぎの表の左欄に掲げる剰余の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職員の員数

剰余の数	職員の員数
1,000未満	(1)のアの(ア)から(イ)までに掲げる者のうちから1人または2人
1,000以上2,000未満	(1)のアの(ア)から(イ)までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
2,000以上3,000未満	専らその職務に従事する常勤の(1)のアの(ア)に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の(1)のアの(イ)または(イ)に掲げる者のいずれか1人

イ 担当被保険者数を6,000で除した際に生じる剰余が3,000以上6,000未満のとき。

(1)のアに規定する職員の員数

(3) 「参酌すべき基準」

ア 地域包括支援センターは、上記(1)のアに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用することができるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。（第3条関係）

イ 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。(第6条関係)

5 施行期日

平成27年4月1日